

電気通信大学研究戦略統括室規程

平成29年 1月25日

改正

平成30年 3月30日

平成30年10月10日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第15条第3項の規定に基づき、電気通信大学研究戦略統括室（以下「統括室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 統括室は、電気通信大学（以下「本学」という。）の研究戦略・研究力強化に関する次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究戦略の策定、研究力強化のための企画立案及び支援に関すること。
- (2) 研究力強化のために必要な調査研究及び評価に関すること。
- (3) その他研究戦略・研究力強化のために必要な業務に関すること。

(組織)

第3条 統括室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) リサーチアドミニストレーター（以下「URA」という。）
- 2 学長が必要と認めるときは、統括室に副室長を置くことができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、学長が必要と認めるときは、統括室の運営に必要な職員を置くことができる。

(室長)

第4条 室長は、学長をもって充てる。

- 2 室長は、統括室の業務を掌理する。

(副室長)

第5条 第3条第2項に基づき副室長を置くときは、本学理事又は職員のうちから、学長が指名する。

- 2 副室長は、室長を補佐する。

(URA)

第6条 URAは、統括室において、研究力強化に資する調査、分析、企画、研究者への支援等の研究マネジメントを担うものとする。

- 2 URAが前項の職務を遂行するに当たっては、関連組織において兼務するなど、連携・協働体制を確保するための適切な措置を講じるものとする。
- 3 URAの日常的業務遂行を統括するため、室長が必要と認めるときは、URAのうちから統括URAを指名することができる。

(任期)

第7条 副室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、副室長の任期の末日は、学長の任期の末日以前でなければならない。

(URAアドバイザーボード)

第8条 学長が必要と認めるときは、URAに助言・指導を行うURAアドバイザーボード(以下「アドバイザーボード」という。)を置くことができる。

2 アドバイザーボードの構成員は、学長が指名する。

(研究戦略会議)

第9条 統括室に、研究戦略・研究力強化に関する重要事項を審議するため、研究戦略会議(以下「戦略会議」という。)を置く。

2 戦略会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 国際戦略室長
- (3) 男女共同参画・ダイバーシティ戦略室長
- (4) 情報理工学研究科長
- (5) 情報理工学域長
- (6) 産学官連携センター長
- (7) 電気通信大学産学官連携センター規程第7条第2項に定める部門長
- (8) UECアライアンスセンター長
- (9) 研究活性化推進室長
- (10) 学術国際部長
- (11) 学術国際部研究推進課長
- (12) その他室長が必要と認めた者

3 戦略会議に議長を置き、室長をもって充てる。

4 議長は、戦略会議を主宰する。

5 戦略会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

6 戦略会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第10条 統括室に関する事務は、学術国際部研究推進課が総括し、事項に応じて関係課が処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、統括室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年2月1日から施行する。

2 この規程の施行の日以降最初に任命される副室長の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。